

令和元年6月20日

1. 出席議員

議長 杉原豊喜
1番 坂口正勝
3番 猪村利恵子
5番 江口康成
7番 上田雄一
9番 吉川里己
11番 松尾陽輔
13番 石橋敏伸
15番 松尾初秋
18番 牟田勝浩

副議長 川原千秋
2番 豊村貴司
4番 山口等
6番 吉原新司
8番 古川盛義
10番 末藤正幸
12番 池田大生
14番 宮本栄八
16番 山口昌宏
20番 江原一雄

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局 長 松尾和久
次 長 山口美矢子
議事係 長 吉永和彦
議事係 員 田中弘一

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	小	松	政
副	市長	北	川	政次
教	育	浦	郷	究
総	務	水	町	直久
総	務	山	崎	正和
企	画	古	賀	龍一郎
営	業	神	宮	一文
営	業	川	久保	和幸
福	祉	岩	瀬	清
こ	ども	松	尾	徹
こ	ども	牟	田	由紀子
ま	ち	庭	木	淳
ま	ち	山	口	泰光
上	下	高	倉	秀昭
総	務	後	藤	英明
企	画	松	尾	謙一
会	計	山	田	英昭
選	挙	谷	口	勝
監	査	青	木	博
農	業	前	田	実

議 事 日 程 第 5 号

6月20日(木) 10時00分開議

日程第1	第43号議案	専決処分の承認について(平成30年度武雄市一般会計補正予算(第12回))(質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決)
日程第2	第44号議案	専決処分の承認について(武雄市税条例の一部を改正する条例)(質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決)
日程第3	第45号議案	専決処分の承認について(武雄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)(質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決)
日程第4	第46号議案	武雄市森林環境譲与税基金条例(質疑・産業建設常任委員会付託)
日程第5	第47号議案	社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律等の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例(質疑・総務常任委員会付託)
日程第6	第48号議案	武雄市水道事業の広域化に伴う関係条例の整備に関する条例(質疑・産業建設常任委員会付託)
日程第7	第49号議案	武雄市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例(質疑・総務常任委員会付託)
日程第8	第50号議案	武雄市営住宅設置条例の一部を改正する条例(質疑・産業建設常任委員会付託)
日程第9	第51号議案	杵藤地区広域市町村圏組合規約の変更について(質疑・総務常任委員会付託)
日程第10	第52号議案	佐賀西部広域水道企業団を組織する地方公共団体の数の増減、共同処理する事務の変更及び同企業団規約の変更について(質疑・産業建設常任委員会付託)
日程第11	第53号議案	佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更について(質疑・総務常任委員会付託)
日程第12	第54号議案	令和元年度武雄市一般会計補正予算(第2回)(質疑・所管常任委員会分割付託)
日程第13	報告第5号	平成30年度武雄市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について(質疑)
日程第14	報告第6号	平成30年度武雄市土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について(質疑)
日程第15	報告第7号	平成30年度武雄市競輪事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について(質疑)
日程第16	報告第8号	平成30年度武雄市新工業団地整備事業特別会計繰越明許

		費繰越計算書の報告について（質疑）
日程第17	報告第9号	平成30年度武雄市水道事業会計予算繰越計算書の報告について（質疑）
日程第18	報告第10号	平成30年度武雄市工業用水道事業会計予算繰越計算書の報告について（質疑）
日程第19	報告第11号	平成30年度武雄市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について（質疑）
日程第20	報告第12号	平成30年度武雄市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について（質疑）
日程第21	報告第13号	平成30年度武雄市土地開発公社事業報告について（質疑）
日程第22	報告第14号	平成30年度一般財団法人武雄市体育協会事業報告について（質疑）
日程第23	報告第15号	専決処分の報告について（質疑）

開 議 10時00分

○議長（杉原豊喜君）

前日に引き続き本日の会議を開きます。

日程に基づき議事を進めます。

日程第1 第43号議案

日程第1. 第43号議案 専決処分の承認についてを議題といたします。

第43号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本案は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は所管の常任委員会付託を省略いたします。

本案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第43号議案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第43号議案は原案のとおり承認することに決しました。

日程第2 第44号議案

日程第 2. 第 44 号議案 専決処分の承認についてを議題といたします。

第 44 号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本案は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は所管の常任委員会付託を省略いたします。

本案に対する討論を求めます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 44 号議案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 44 号議案は原案のとおり承認することに決しました。

日程第 3 第 45 号議案

日程第 3. 第 45 号議案 専決処分の承認についてを議題といたします。

第 45 号議案に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本案は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は所管の常任委員会付託を省略いたします。

本案に対する討論を求めます。

20 番江原議員

○20 番（江原一雄君）〔登壇〕

第 45 号議案 専決処分の承認について（武雄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）について、反対の討論を申し上げます。

簡潔明瞭です。これ以上の最高限度額の引き上げに反対であります。

来年に、当初、国におきましても、厚生労働省におきましても、諮問されたのは 97 万円。国民世論の声を反映してでしょうか、1 万円下がって 96 万円。

振り返れば、武雄市が合併したときから 1.5 倍であります。

この国民健康保険制度が、皆保険制度が充実するためにも、全国知事会が主張する 1 兆円

負担を国に要望することで、こうした、さらなるうなぎ登りを食いとめるべきではないでしょうか。

以上を申し上げ、反対の討論といたします。

○議長（杉原豊喜君）

討論ございませんか。

討論をとどめます。

これより、第 45 号議案を採決いたします。

本案は起立により採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第 45 号議案は、原案のとおり承認することに決しました。

日程第 4 第 46 号議案

日程第 4. 第 46 号議案 武雄市森林環境譲与税基金条例を議題といたします。

第 46 号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。本案は産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 5 第 47 号議案

日程第 5. 第 47 号議案 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律等の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例を議題といたします。

第 47 号議案に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。本案は総務常任委員会に付託をいたします。

日程第 6 第 48 号議案

日程第 6. 第 48 号議案 武雄市水道事業の広域化に伴う関係条例の整備に関する条例を議題といたします。

第 48 号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。本案は産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 7 第 49 号議案

日程第 7. 第 49 号議案 武雄市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第 49 号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。本案は総務常任委員会に付託をいたします。

日程第 8 第 50 号議案

日程第 8. 第 50 号議案 武雄市営住宅設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第 50 号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。本案は産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 9 第 51 号議案

日程第 9. 第 51 号議案 杵藤地区広域市町村圏組合規約の変更についてを議題といたします。

第 51 号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。本案は総務常任委員会に付託をいたします。

日程第 10 第 52 号議案

日程第 10. 第 52 号議案 佐賀西部広域水道企業団を組織する地方公共団体の数の増減、共同処理する事務の変更及び同企業団規約の変更についてを議題といたします。

第 52 号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。本案は産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 11 第 53 号議案

日程第 11. 第 53 号議案 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更についてを議題といたします。

第 53 号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。本案は総務常任委員会に付託をいたします。

日程第 12 第 54 号議案

日程第 12. 第 54 号議案 令和元年度武雄市一般会計補正予算（第 2 回）を議題といたします。

第 54 号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。本案は所管の常任委員会に分割付託をいたします。なお、付託区分については、お手元に配付の区分表のとおりでございます。

日程第 13 報告第 5 号

日程第 13. 報告第 5 号 平成 30 年度武雄市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

てを議題といたします。

報告第5号に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本件は、法令に基づき報告されたものであり、この程度にとどめたいと思います。

日程第14 報告第6号

日程第14. 報告第6号 平成30年度武雄市土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

報告第6号に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本件は、法令に基づき報告されたものでありますので、この程度にとどめたいと思います。

日程第15 報告第7号

日程第15. 報告第7号 平成30年度武雄市競輪事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

報告第7号に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

本件は、法令に基づき報告されたものでありますので、この程度にとどめたいと思います。

日程第16 報告第8号

日程第16. 報告第8号 平成30年度武雄市新工業団地整備事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

報告第8号に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本件は、法令に基づき報告されたものでありますので、この程度にとどめたいと思います。

日程第17 報告第9号

日程第17. 報告第9号 平成30年度武雄市水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを議題といたします。

報告第9号に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本件は、法令に基づき報告されたものでありますので、この程度にとどめたいと思います。

日程第18 報告第10号

日程第18. 報告第10号 平成30年度武雄市工業用水道事業会計予算繰越計算書の報告に

ついてを議題といたします。

報告第 10 号に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本件は、法令に基づき報告されたものでありますので、この程度でとどめたいと思います。

日程第 19 報告第 11 号

日程第 19. 報告第 11 号 平成 30 年度武雄市下水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを議題といたします。

報告第 11 号に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

本件は、法令に基づき報告されたものでありますので、この程度でとどめたいと思います。

日程第 20 報告第 12 号

日程第 20. 報告第 12 号 平成 30 年度武雄市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についてを議題といたします。

報告第 12 号に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本件は、法令に基づき報告されたものでありますので、この程度でとどめたいと思います。

日程第 21 報告第 13 号

日程第 21. 報告第 13 号 平成 30 年度武雄市土地開発公社事業報告についてを議題といたします。

報告第 13 号に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本件は、法令に基づき報告されたものでありますので、この程度でとどめたいと思います。

日程第 22 報告第 14 号

日程第 22. 報告第 14 号 平成 30 年度一般財団法人武雄市体育協会事業報告についてを議題といたします。

報告第 14 号に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本件は、法令に基づき報告されたものでありますので、この程度でとどめたいと思います。

日程第 23 報告第 15 号

日程第 23. 報告第 15 号 専決処分報告についてを議題といたします。

報告第 15 号に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本件は、法令に基づき報告されたものでありますので、この程度でとどめたいと思います。

以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。どうもお疲れさまでした。

散 会 10時10分